

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成19年11月1日(2007.11.1)

【公開番号】特開2006-292852(P2006-292852A)

【公開日】平成18年10月26日(2006.10.26)

【年通号数】公開・登録公報2006-042

【出願番号】特願2005-110528(P2005-110528)

【国際特許分類】

G 02 B 6/122 (2006.01)

G 02 B 6/42 (2006.01)

【F I】

G 02 B 6/12 B

G 02 B 6/42

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月14日(2007.9.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板上に、互いにミラー面を対向させて配置された2つのミラー部材と、前記ミラー面間に配置された、コア部および該コア部を囲むクラッド部からなる光導波路とを備えており、前記ミラー面の一方の上に発光素子が配置され、前記ミラー面の他方の上に受光素子が配置されるものであって、前記ミラー部材は、導電性の材料からなるとともに電気配線と電気的に接続されており、側面が光の伝搬方向を前記基板の表面に平行な方向と垂直な方向との間で変換する前記ミラー面であり、上面に前記発光素子または前記受光素子の端子電極が発光部または受光部を前記ミラー面上に位置させて接続されることを特徴とする光電気配線基板。

【請求項2】

前記発光素子または前記受光素子と前記ミラー部材との間に設けられ、前記発光素子または前記受光素子と前記ミラー部材とを光学的に結合させる光路用ピアを有する上部基板をさらに具備する請求項1記載の光電気配線基板。

【請求項3】

前記光路用ピアは、その内部に、中心部の屈折率がその周囲部よりも高い光学材料樹脂が設けられている請求項2記載の光電気配線基板。